

第 1 部

本県の男女共同参画の推進状況

本県では、平成13年度に石川県男女共同参画推進条例を制定し、男女共同参画社会を実現するための基本理念や県、県民、事業者の責務を明らかにするとともに施策の基本となる事項を定めた。また、男女共同参画計画として「いしかわ男女共同参画プラン2001」を策定し（平成18年度に改定）、平成22年度には社会情勢の変化や従来の取組の成果・課題を踏まえて、新たに「いしかわ男女共同参画プラン2011」を策定した。

平成23年度以降はこのプランに基づき、女性の社会参画の促進、若者や男性の男女共同参画意識の啓発、配偶者等からの暴力（DV）対策など、様々な方面から積極的に取り組んできた。平成24年度には、企業における取組の実践を促すために「いしかわ男女共同参画推進宣言企業認定制度」を創設し、平成25年度からは、DVの根絶に向けて「いしかわパープルリボンキャンペーン」等を実施している。また、平成26年度は、女性が輝く社会の実現に向けた気運の醸成を図るための地域版「輝く女性応援会議」を本県で開催した。

そして昨年度、県民の男女共同参画に関する意識の現状を把握するため「男女共同参画に関する県民意識調査」を実施した。さらに、当プランと「配偶者暴力防止及び被害者保護等に関する基本計画」を、本県の状況や社会情勢、県民意識の変化を踏まえるとともに、国の動向も勘案し、改定した。

当プランの改定にあたり「働く女性の活躍推進」、「地域での男女共同参画の推進」、「女性に対する暴力の根絶」を強化するポイントとして掲げ、様々な施策に取り組んでいる。

なお、県ではこれまで、市町や公益財団法人いしかわ女性基金、男女共同参画推進員等と連携しながら、職場、学校、地域、家庭に対して様々な啓発事業等を行ってきた。また、男女共同参画の推進にあたり、住民にとって最も身近な行政機関である市町の取組が極めて重要となることから、男女共同参画計画の策定や条例の制定に向けた支援及び情報提供を行い、平成23年3月末までに全市町において計画・条例の整備が完了した。

本県の男女共同参画の推進状況

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革

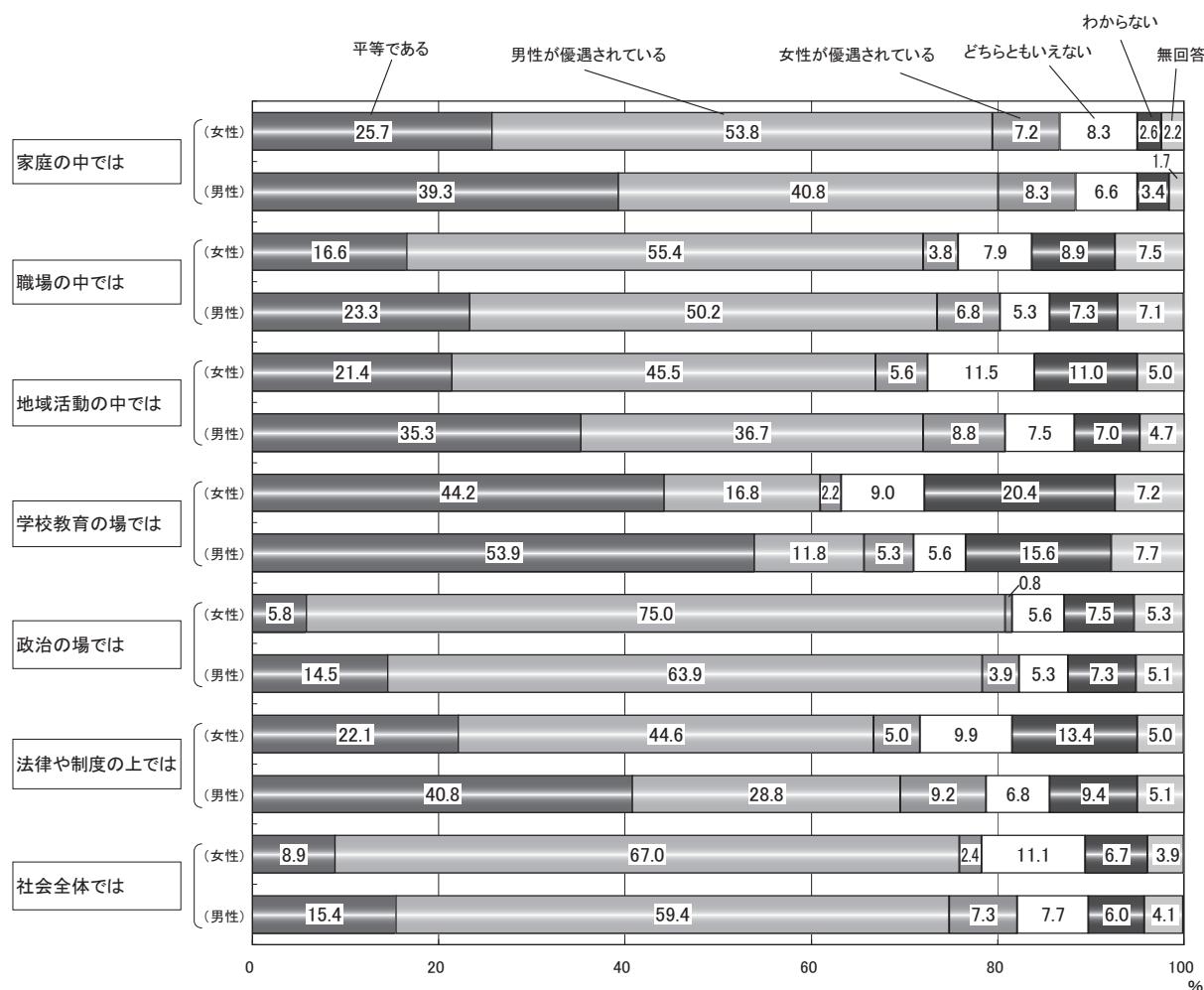
男女共同参画社会は、男女が対等な社会の構成員として、その個性と能力を十分に發揮することのできる社会である。本県では、県民の人権についての認識度は高まりつつあるものの、一方では性別による固定的な役割分担意識などが残っており、引き続き男女共同参画の必要性について県民の理解と意識啓発を進めていく必要がある。

1 男女の地位の平等感

(分野別)

平成27年度の「男女共同参画に関する県民意識調査」では、男女の地位が「平等である」と考える人は、男女とも「学校教育の場」で最も多く、「政治の場」で最も少なくなっている。

すべての分野で「男性が優遇されている」と考える人が「女性が優遇されている」と考える人より多い。



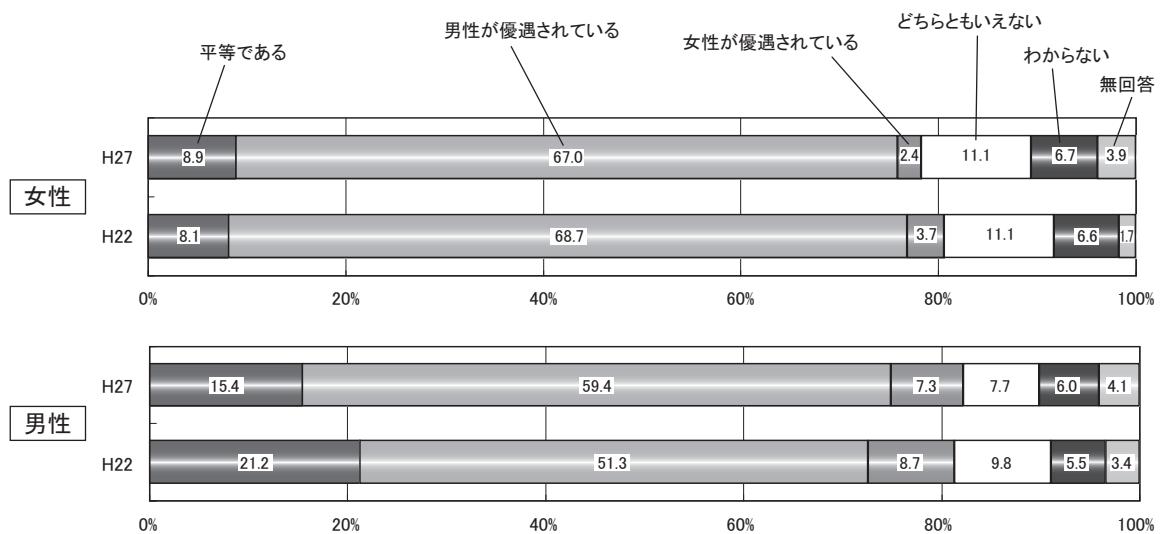
資料：石川県「男女共同参画に関する県民意識調査(平成27年度)」(男女共同参画課)

※『男性が優遇されている』は、調査票選択肢の「男性が優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」を合計したもの。

『女性が優遇されている』は、調査票選択肢の「女性が優遇されている」と「どちらかといえば女性が優遇されている」を合計したもの。以降の頁も同様。

(経年比較)

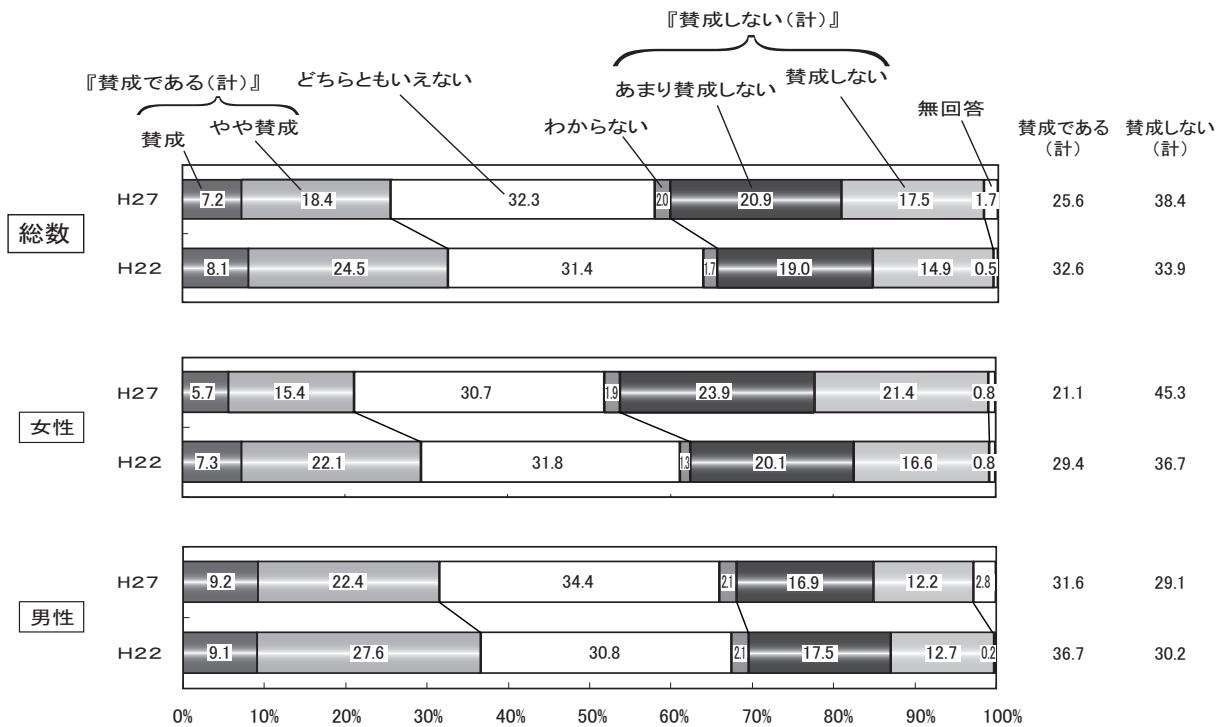
「社会全体」で男女の地位が「平等である」と考える人の割合は、男性の方が女性より多いものの、平成27年度は平成22年度調査より差は小さくなっている。



資料：石川県「男女共同参画に関する県民意識調査」(男女共同参画課)

2 「男は仕事、女は家庭」についての考え方（経年比較）

平成27年度は平成22年度調査に引き続き、『賛成である(計)』が、『賛成しない(計)』を下回り『賛成である(計)』は前回より7.0ポイントの減少、『賛成しない(計)』は4.5ポイントの増加となっている。



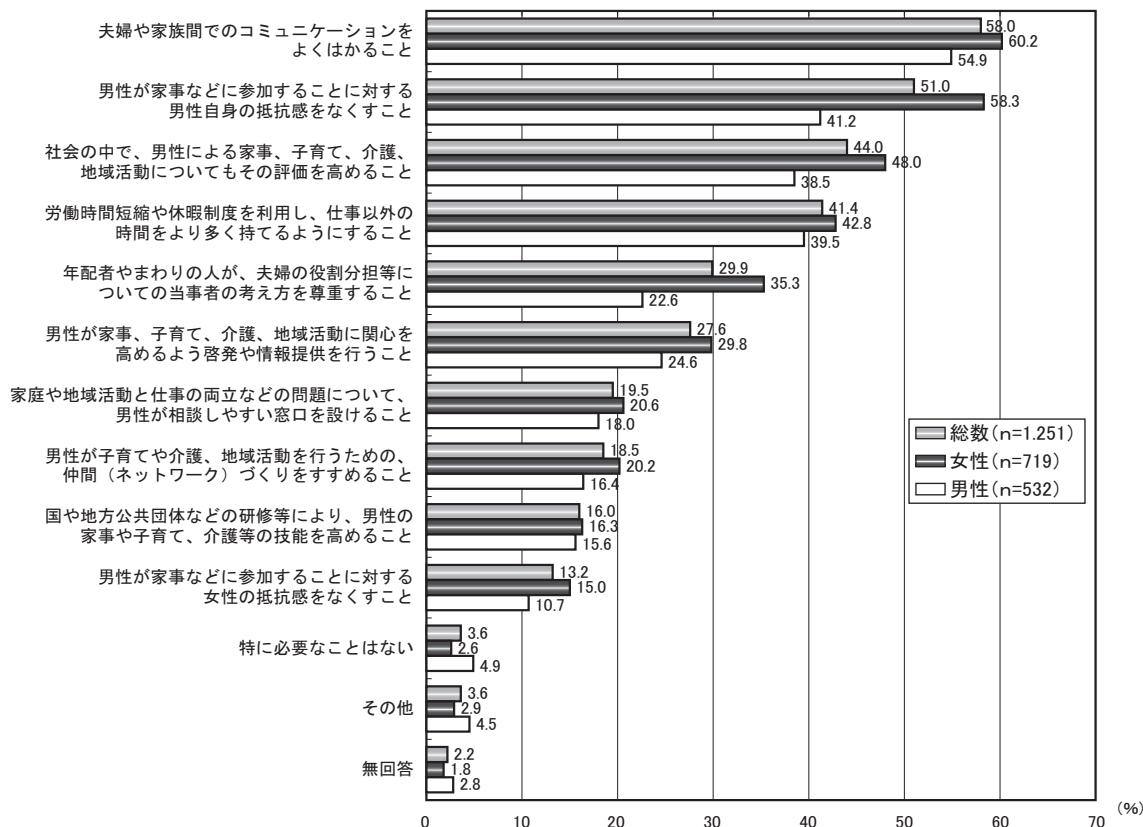
資料：石川県「男女共同参画に関する県民意識調査」(男女共同参画課)

3 男性が家事、育児、介護、地域活動に参加するためには必要なこと

男性が家事、子育てなどに参加するために必要なことは、「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること」が男女とも共通して最も多く、次いで「男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」が続いている。

このほか、「社会の中で、男性による家事、子育て、介護、地域活動についてもその評価を高めること」や、「労働時間短縮や休暇制度を利用し、仕事以外の時間をより多く持てるようにすること」も多くあがっている。

男性が家事、子育て、介護、地域活動に参加するためには必要なこと

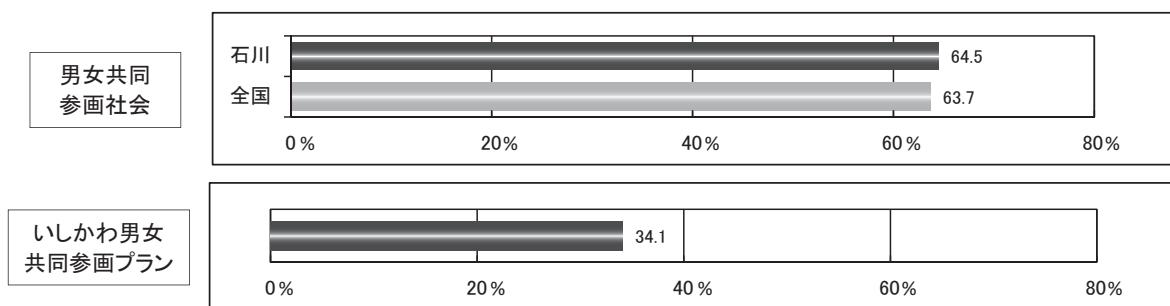


資料：石川県「男女共同参画に関する県民意識調査（平成27年度）」（男女共同参画課）

4 「男女共同参画社会」という用語と「いしかわ男女共同参画プラン」の周知度

「男女共同参画社会」という用語の本県における周知度（「言葉も内容も知っている」と「言葉は聞いたことがあるが内容までは知らない」を合計したもの）は64.5%となっており、全国（「見たり聞いたりしたことがあるもの」の数値）の63.7%をやや上回っている。

また「いしかわ男女共同参画プラン」の周知度は34.1%となっている。



資料：石川県「男女共同参画に関する県民意識調査（平成27年度）」（男女共同参画課）
内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査（平成24年度）」

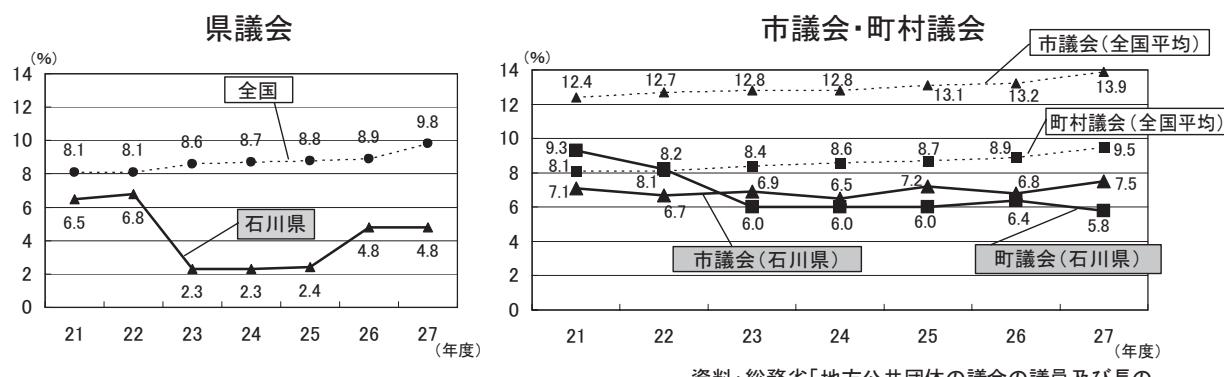
基本目標Ⅱ 方針の立案・決定過程への女性の参画の拡大

女性が社会のあらゆる分野において、方針の立案及び決定過程に参画することは、女性自身の能力発揮や地位向上のみならず、暮らしやすさが実感できる社会づくりに資するものと期待される。

現在、方針の立案及び決定過程への女性の参画は徐々に増えつつあることから、この流れをさらに確実なものにしていくために、女性がチャレンジできる社会づくりを推進するとともに、企業や団体、地域等のトップ層に対する意識啓発を図っていくことが重要である。

1 議会の女性議員の割合

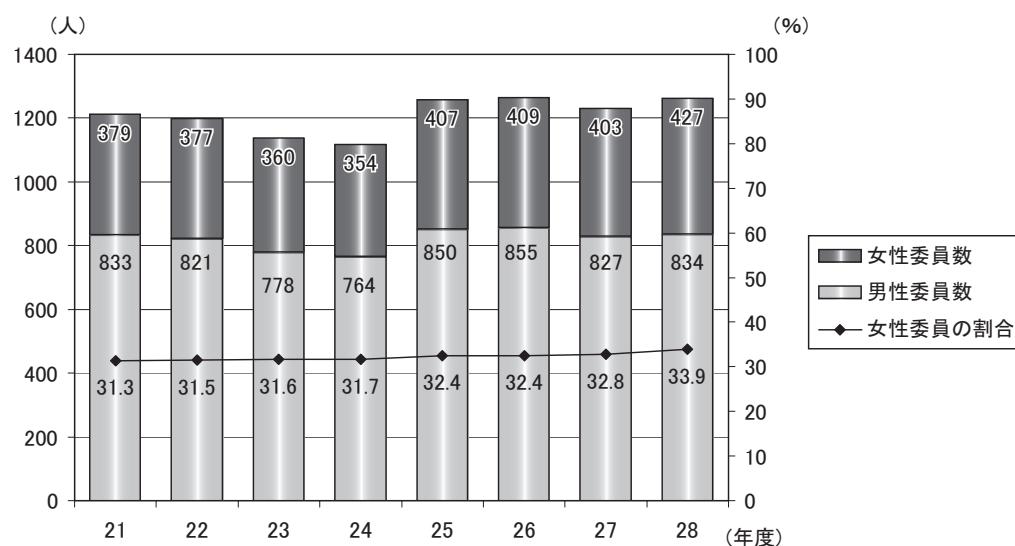
地方議会における女性議員の割合は全国的に増加傾向にあるものの、本県は県・市・町のいずれも全国平均を下回っている。



資料: 総務省「地方公共団体の議員及び長の所属党派別人員調等」(各年度12月31日現在)

2 石川県各種審議会等への女性の登用状況

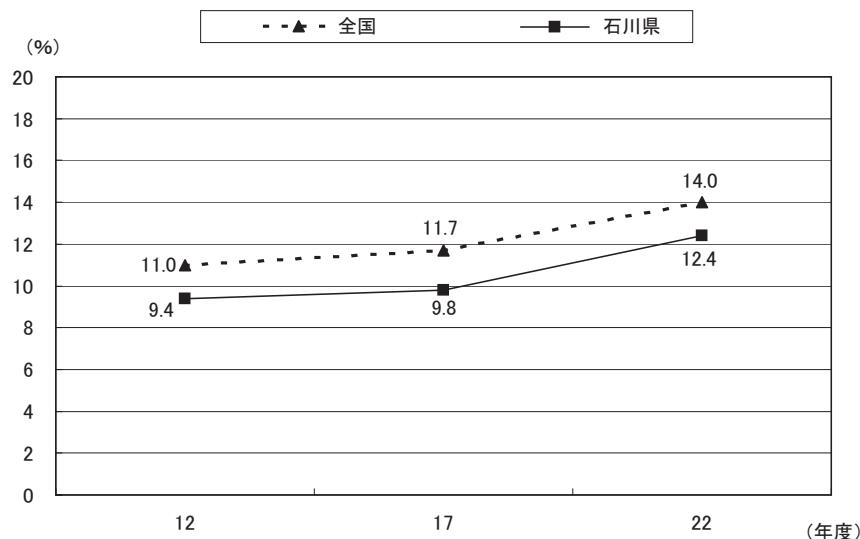
県の審議会等における女性委員の割合は年々増加している。平成28年は33.9%（427人）となっており、また、全ての審議会等において女性委員が登用されている。



資料: 男女共同参画課

3 管理職に占める女性の割合

本県の管理職（会社役員、会社管理職員、管理的公務員等）に占める女性の割合は、増加傾向にあるものの全国より低くなっています。未だ1割程度と低い水準にとどまっている。



※このグラフにおける「管理職」とは、会社役員、会社管理職員、管理的公務員等を示す。

資料:「国勢調査」(総務省統計局)

4 農林漁業における女性の参画状況

農林漁業における男女共同参画を確立するためには、方針・立案決定の場への女性の参画や、仕事と生活の調和の促進が重要である。様々な取組の結果、家族経営協定締結数や農業委員数に増加の傾向が見られる。

農林漁業分野の女性の参画（石川県）

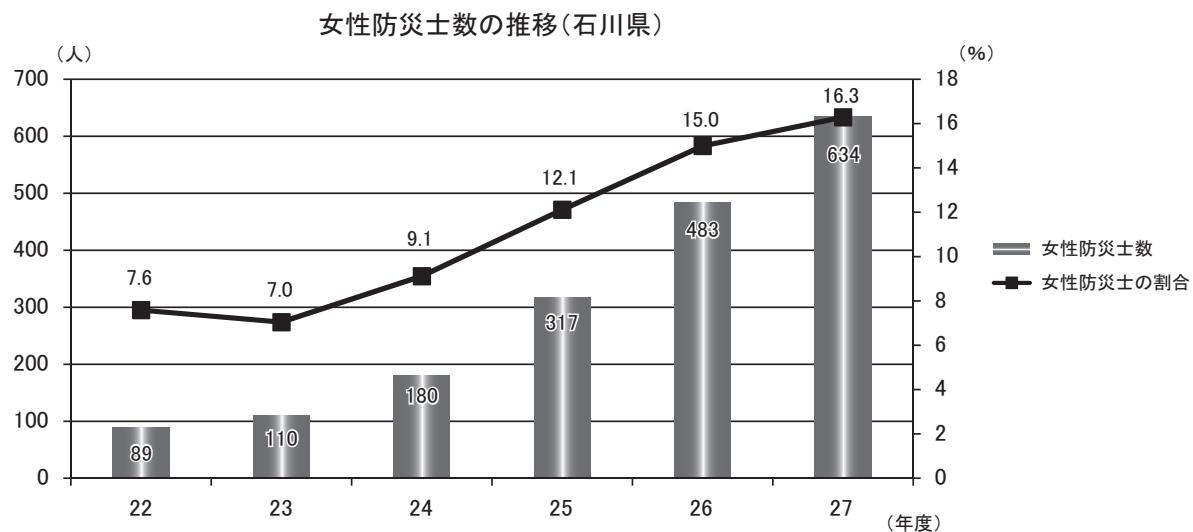
（単位：戸・人）

区分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
家族経営協定締結数	189	197	207	215	241	248	257
起業者	154	152	153	153	138	125	120
認定農業者	86	89	85	81	81	80	82
漁業士	9	9	9	9	9	9	9
農業委員	13	17	25	25	29	40	40

資料：農業政策課（各年度3月31日現在）

5 防災分野における女性の参画状況

東日本大震災では、男女共同参画の視点の不足による様々な問題が指摘された。本県においても、平成19年の能登半島地震等の経験も踏まえた上で、防災分野への更なる女性の参画が期待される。



資料:危機対策課

基本目標Ⅲ 職場・家庭・地域において男女が共に個性と能力を発揮できる社会の実現

本県においては、女性の就業率が高い状況にあるが、その一方で、家庭における家事、育児、介護等の役割の多くは女性が担っており、職業生活との両立が難しい現状がある。男女それぞれが職業生活と家庭生活の調和を図りながら、固定的性別役割分担意識にとらわれることなく共に個性や能力を発揮できるよう、環境の整備を行っていく必要がある。

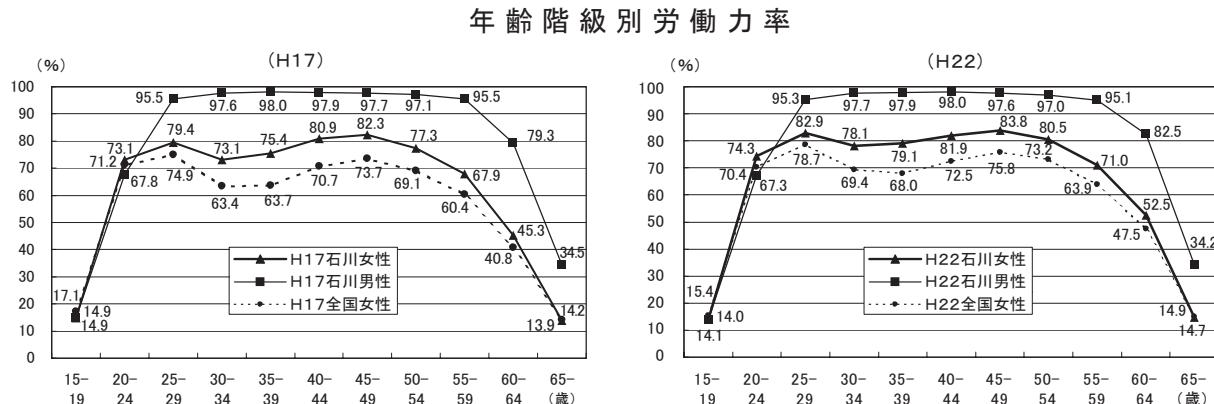
また、すべての人が安全で安心して生活できる地域社会を形成するために、その地域に暮らす人々が、男女の別、そして年齢、障害の有無、国籍等にかかわりなく地域社会に参画できる条件整備を進めていく必要がある。

1 女性の就業

(1) 年齢階級別労働力率及び雇用形態別雇用者数等

年齢階級別労働力率は、男性が20歳代後半から50歳代までを山とする台形を描いている。女性は30歳代を底とするいわゆるM字カーブを描き、結婚、出産、子育て期に就業を中断する女性が多い。本県の女性は全国に比べてM字のくぼみは小さい。

一方、雇用形態をみると、女性就労者の約半分が非正規雇用であり、女性の給与は男性の約7割程度となっている。



資料：「国勢調査（平成17年）」（総務省）

資料：「国勢調査（平成22年）」（総務省）

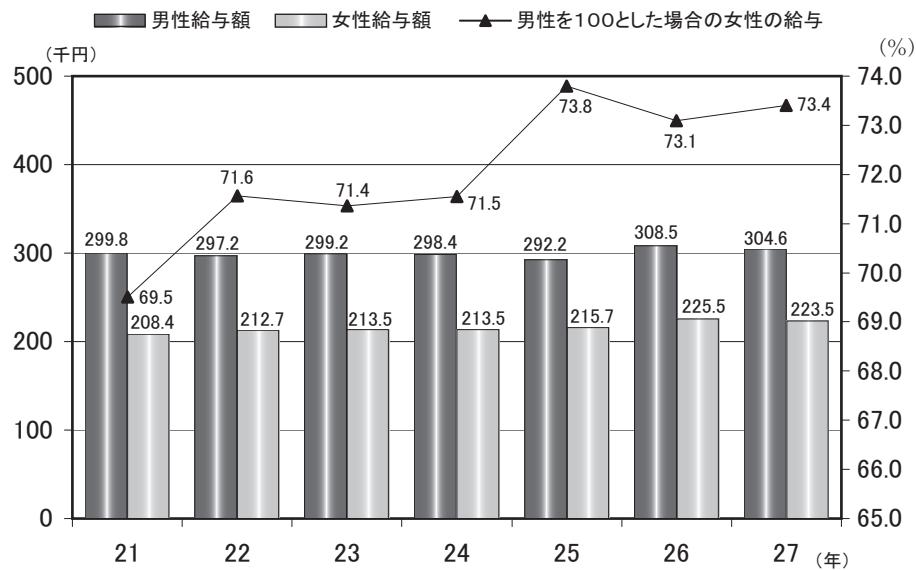
雇用形態別雇用者数(石川県)

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	前年比
雇用者（役員を除く）	(千人) 481.1	(千人) 481.4	(千人) 489.9	(千人) 491.8	(千人) 500.2	(千人) 503.9	(千人) 3.7
男	256.2	259.2	261.9	258.2	264.8	264.9	0.1
女	224.8	222.1	227.9	233.6	235.3	239.0	3.7
正規の職員・従業員	319.7	321.0	325.0	326.0	327.6	330.1	2.5
男	206.2	210.4	214.2	205.9	209.2	210.3	1.1
女	113.5	110.6	110.8	120.2	118.4	119.8	1.4
非正規の職員・従業員	158.9	159.7	162.8	163.9	172.6	173.8	1.2
男	48.8	48.3	46.3	51.7	55.6	54.6	▲1.0
女	110.0	111.3	116.4	112.3	117.0	119.2	2.2
非正規の職員・従業員の割合	(%) 33.2	(%) 33.2	(%) 33.4	(%) 33.5	(%) 34.5	(%) 34.5	0.0
男	19.1	18.7	17.8	20.1	21.0	20.6	▲0.4
女	49.7	50.2	51.2	48.3	49.7	49.9	0.2

(注) 統計表の数値は四捨五入のため、また総数に分類不能・不詳の数を含むため総数と内訳の合計は必ずしも一致しない。

資料：石川県労働力調査（統計情報室）

男女の給与格差(石川県)

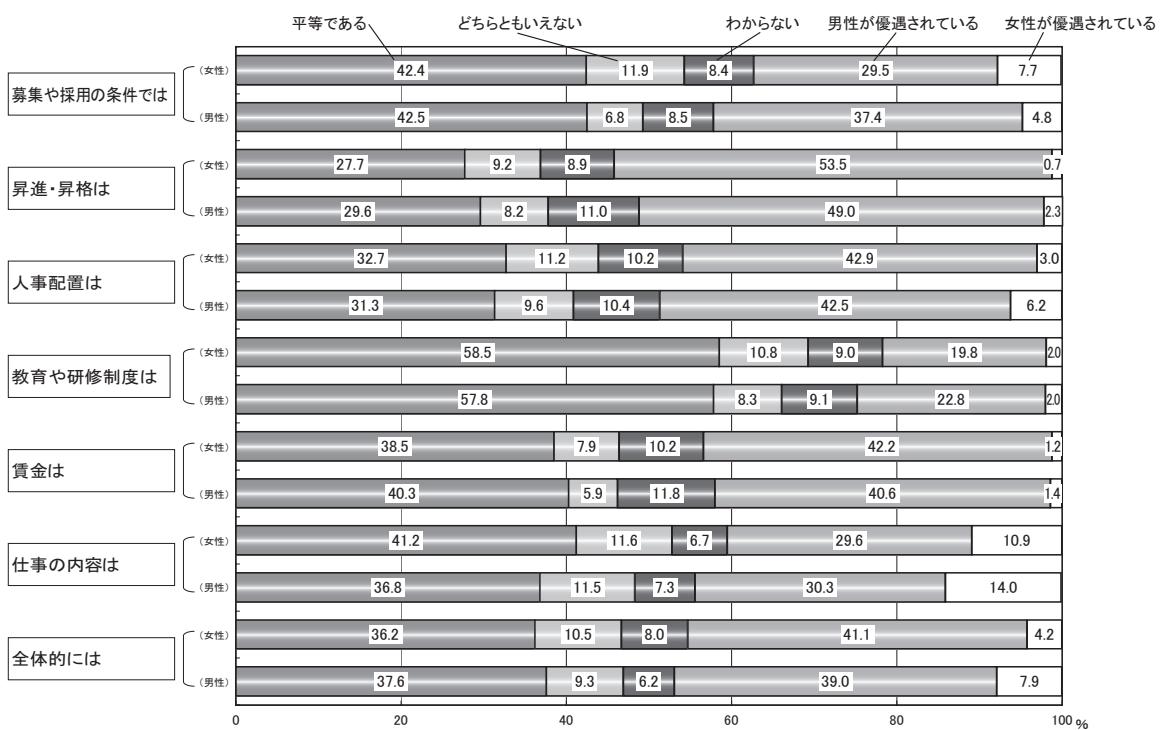


資料:「賃金構造基本統計調査」(厚生労働省)

(2) 職場における平等感

男女共同参画に関する県民意識調査によると、男女とも「平等である」と回答した人が最も多いのは「教育や研修制度」（女性：58.5%、男性：57.8%）、最も少ないのは「昇進・昇格」（女性：27.7%、男性：29.6%）となっている。

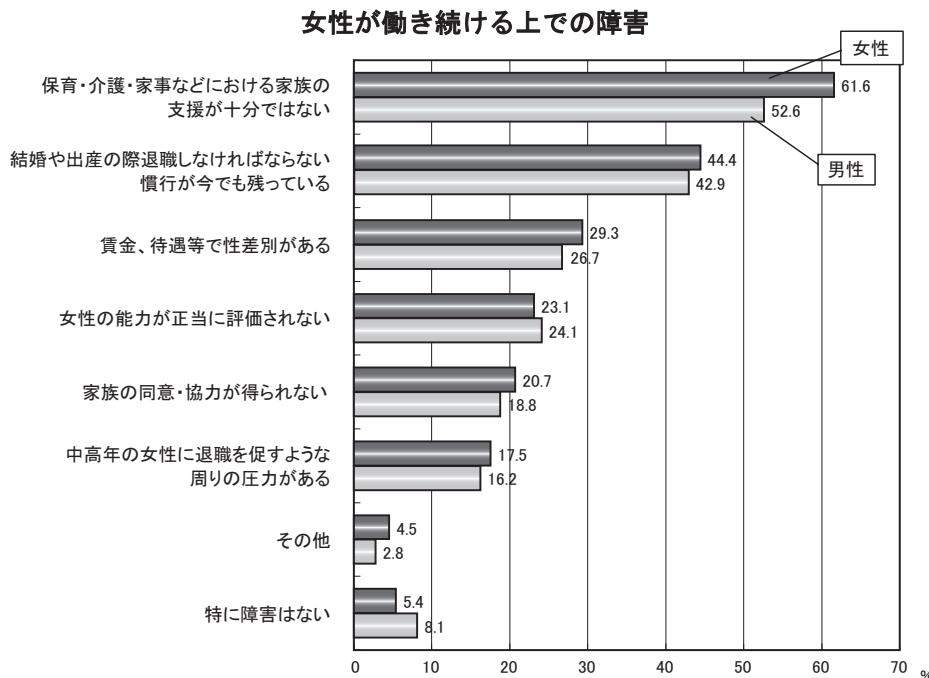
職場での男女平等について



資料: 石川県「男女共同参画に関する県民意識調査(平成27年度)」(男女共同参画課)

(3) 女性が働き続ける上での障害

女性が働き続ける上で障害となっているものとして、男女とも「保育・介護・家事などにおける家族の支援が十分ではない」が最も多く、次いで「結婚や出産の際退職しなければならない慣行が今でも残っている」が多くなっている。

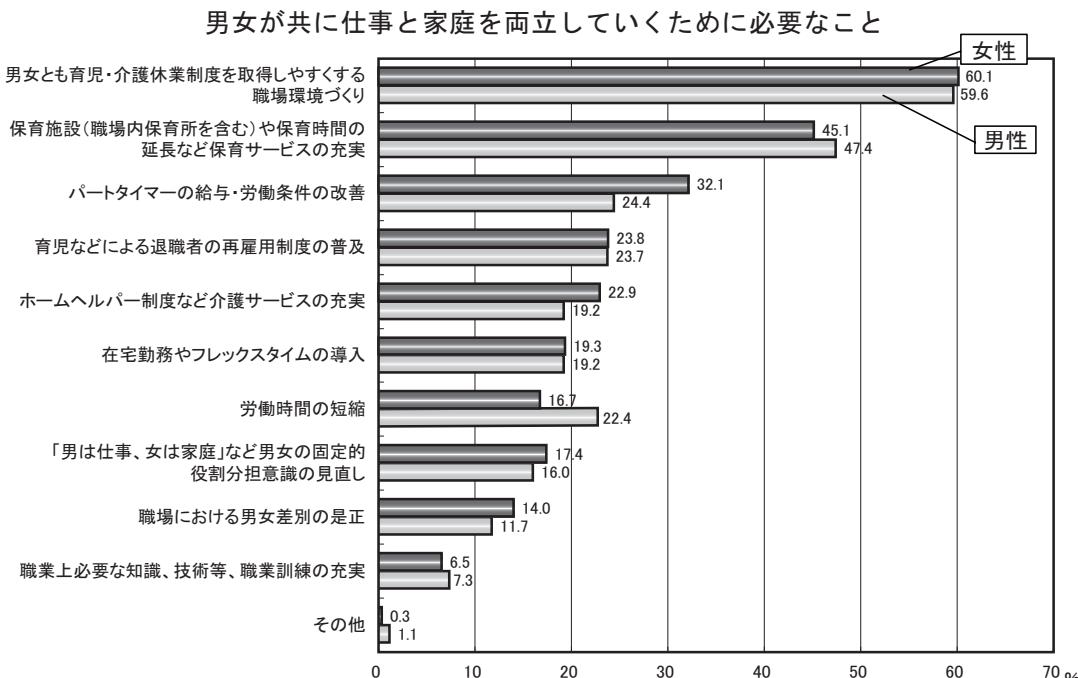


資料：石川県「男女共同参画に関する県民意識調査（平成27年度）」（男女共同参画課）

2 仕事と生活の調和

(1) 男女が共に仕事と家庭を両立していくために必要なこと

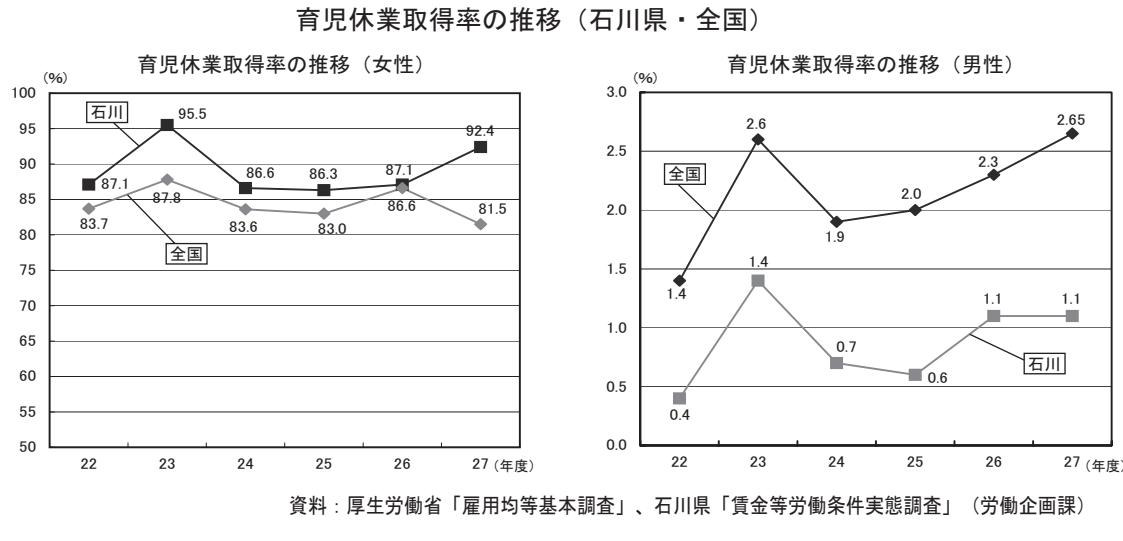
平成27年度の「男女共同参画に関する県民意識調査」では、仕事と家庭の両立のため男女ともに、育児・介護休業を取得しやすくする職場環境づくりと保育サービスの充実を望んでいる答えが多くなっている。



資料：石川県「男女共同参画に関する県民意識調査（平成27年度）」（男女共同参画課）

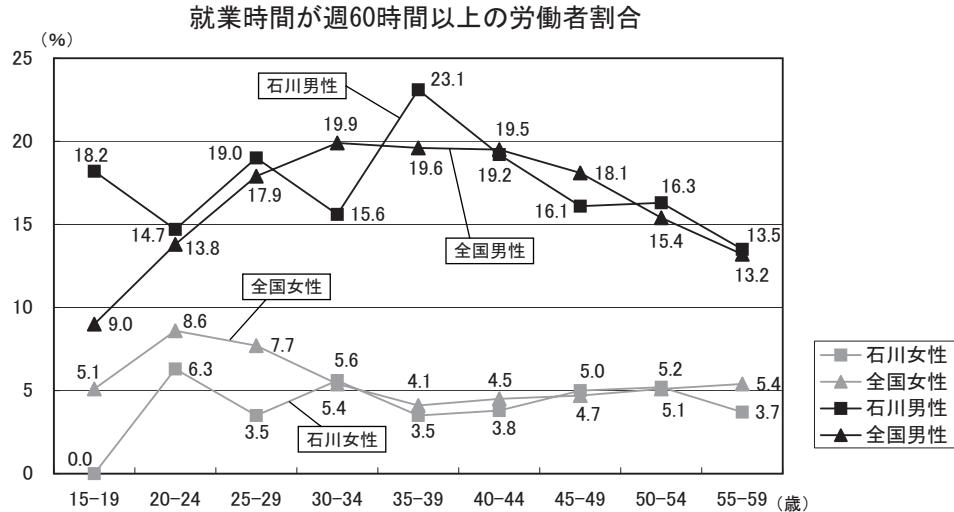
(2) 育児休業の取得状況

本県の育児休業取得率について、平成27年度調査結果において、女性は全国よりも上回っている。一方、男性は育児休業取得率が1%程度に留まり、全国より下回っている。



(3) 長時間労働

平成24年の就業構造基本調査では、本県における週60時間以上の長時間労働者の割合は、結婚や出産など家族を形成する時期や子育て期にあたる30代後半の男性で、特に高くなっている。



3 高齢社会の到来

本県の65歳以上の高齢者人口は、平成32年には33万人に達し、人口の約3割になると推計されている。女性高齢者に係る問題や、介護を巡る問題など、取り組むべき課題が多い。

高齢者人口の推移・将来推計(石川県)

年度	H22	H27	H32	H37	H42	H47	H52
推計人口 (単位:千人)	1,170	1,153	1,128	1,096	1,060	1,019	974
その他人口 (単位:千人)	895	830	789	754	719	678	623
高齢者人口 (単位:千人)	275	322	339	342	341	341	351
高齢化率 (単位:%)	23.5	28.0	30.1	31.2	32.2	33.5	36.0

資料：H22は「国勢調査」（総務省統計局）

H27以降は国立社会保障・人口問題研究所

基本目標IV 女性の人権が推進・擁護される社会の形成

女性に対する暴力は女性の人権を著しく侵害する行為であり、男女共同参画社会の実現を阻む要因となっている。こうした問題は、人権意識の高まりの中で顕在化しつつあるが、社会の理解は未だに不十分である。女性に対する暴力は個人的な問題ではなく、男女がおかかれている状況等に根ざした構造的問題であると認識し、その根絶に向けた取組や被害女性への支援の充実を図る必要がある。さらに、女性には男性と異なる健康上配慮すべき面があるため、生涯を通じた健康の支援も必要である。

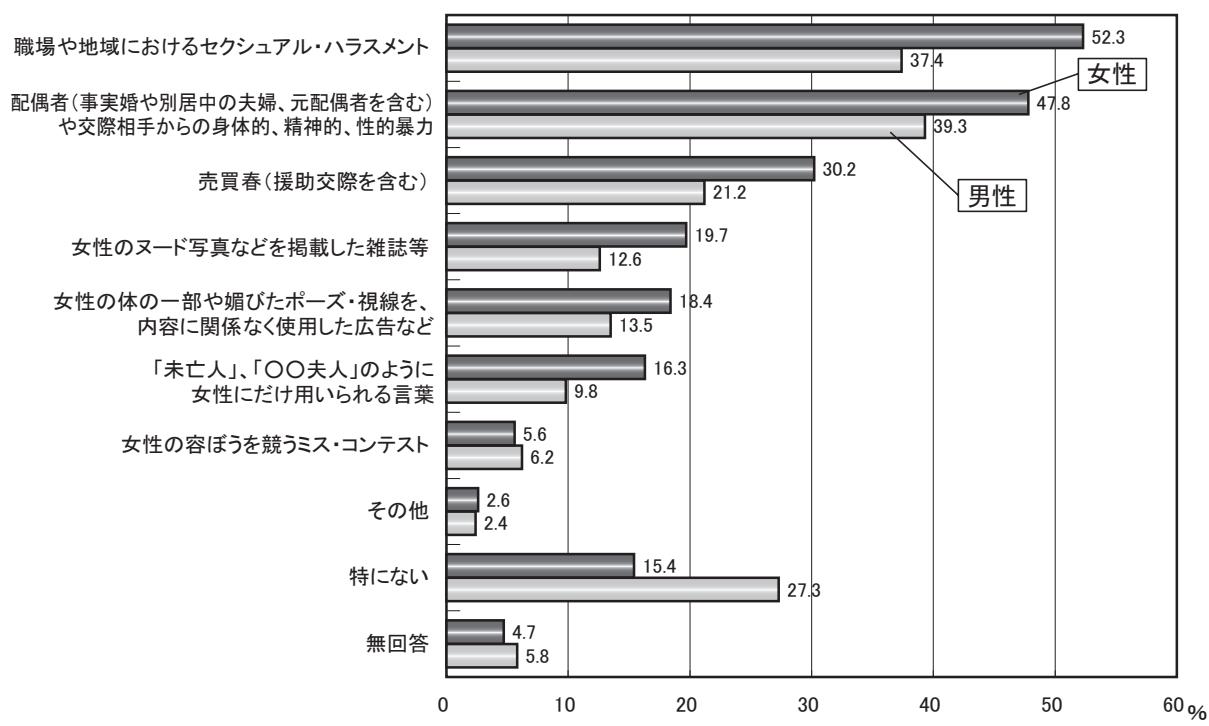
1 女性の人権に関する意識

「女性の人権が尊重されていないと感じるのはどのようなことについてですか。」という問い合わせに対しては、女性では「職場や地域におけるセクシュアル・ハラスメント」が最も多く、男性では「配偶者（事実婚や別居中の夫婦、元配偶者を含む）や交際相手からの身体的、精神的、性的暴力」が最も多い。

男女で比較すると「女性の容ぼうを競うミス・コンテスト」と「特ない」を除く全ての項目で女性の比率が男性の比率を上回っており、差が最も大きいのは「職場や地域におけるセクシュアル・ハラスメント」である。

また、「特ない」という回答も男女の差が大きい。

女性の人権が尊重されていないと感じるのはどのようなことについてですか。（複数回答）

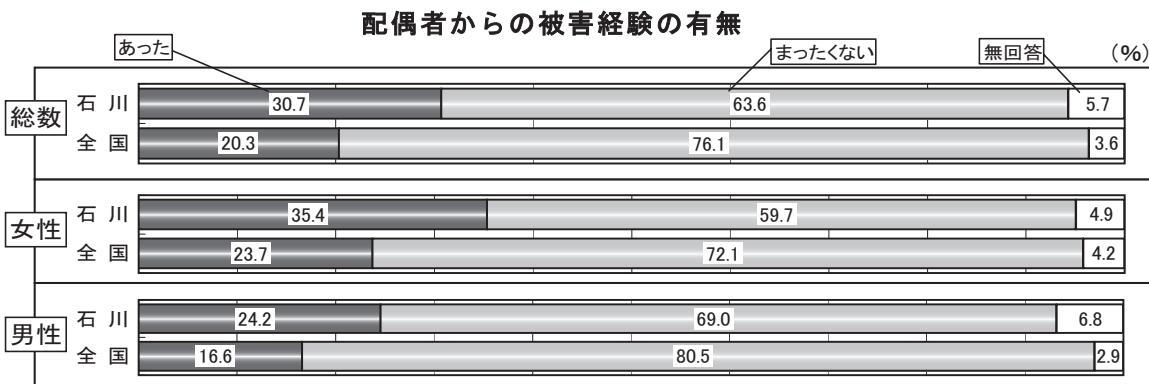


資料：石川県「男女共同参画に関する県民意識調査（平成27年度）」（男女共同参画課）

2 配偶者等からの暴力の状況

(1) 配偶者からの被害経験の有無

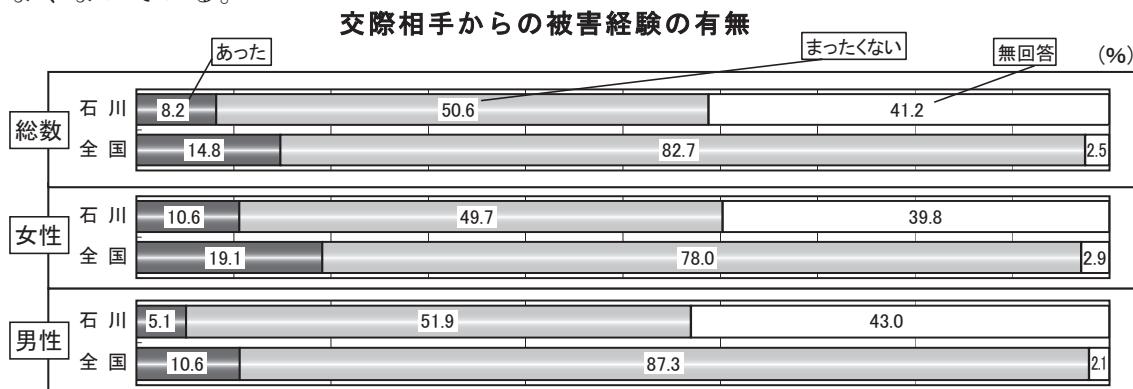
配偶者から身体的暴行、心理的攻撃、経済的圧迫、性的強要のいずれかの被害を受けたことが「あった」（「何度もあった」と「1、2度あった」を合計したもの）と答えた人は全国に比べて、女性は11.7ポイント、男性は7.6ポイント多くなっている。



資料：石川県「男女共同参画に関する県民意識調査(平成27年度)」(男女共同参画課)
内閣府「男女間における暴力に関する調査(平成26年度)」

(2) 交際相手からの被害経験の有無

交際相手からの被害経験が「あった」（「10～20歳代にあった」「30歳代以上にあった」を合計したもの）と答えた人は全国に比べて、女性は8.5ポイント、男性は5.5ポイント少なくなっている。



資料：石川県「男女共同参画に関する県民意識調査(平成27年度)」(男女共同参画課)
内閣府「男女間における暴力に関する調査(平成26年度)」

(3) 相談機関・関係者の周知状況

配偶者や交際相手など、親密な関係にある者から暴力を受けたときに相談できる機関や関係者のうち知っているものは、男女ともに「警察」が最も多く、次いで女性は「石川県女性相談支援センター（配偶者暴力相談支援センター）」、「市役所、町役場」の順となっている。男性は「市役所、町役場」、「石川県女性相談支援センター（配偶者暴力相談支援センター）」の順となっている。

相談機関・関係者の周知状況

	女性	男性	（%）
警察	74.3	77.8	
石川県女性相談支援センター（配偶者暴力相談支援センター）	27.5	23.9	
市役所、町役場	22.5	28.8	
女性センター	21.0	15.6	
法テラス・弁護士会	13.9	21.4	
福祉事務所、保健所	12.7	16.9	
人権擁護委員	8.3	19.2	
こころの健康センター	12.4	9.2	
医療関係者	6.0	6.6	
民間支援団体	3.9	6.0	
その他	0.7	1.5	
知っているところはない	8.2	9.4	
無回答	7.8	6.2	

資料：石川県「男女共同参画に関する県民意識調査(平成27年度)」(男女共同参画課)

3 DVに関する相談及び一時保護件数の推移

配偶者暴力相談支援センター(石川県女性相談支援センター及び金沢市女性相談支援室)に寄せられるDVに関する相談件数は、平成27年度は平成18年度と比較して約2倍近くとなっており依然として増加傾向にある。

また、石川県女性相談支援センターにおけるDV被害者の一時保護件数は、平成26年度は増加したもの、平成27年度は過去10年間で最少となった。

DV相談及び一時保護の状況										
年 度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
相談件数	846	1,079	1,293	1,388	1,448	1,398	1,760	1,780	1,610	1,603
一時保護件数	57	37	53	58	52	54	55	36	46	35

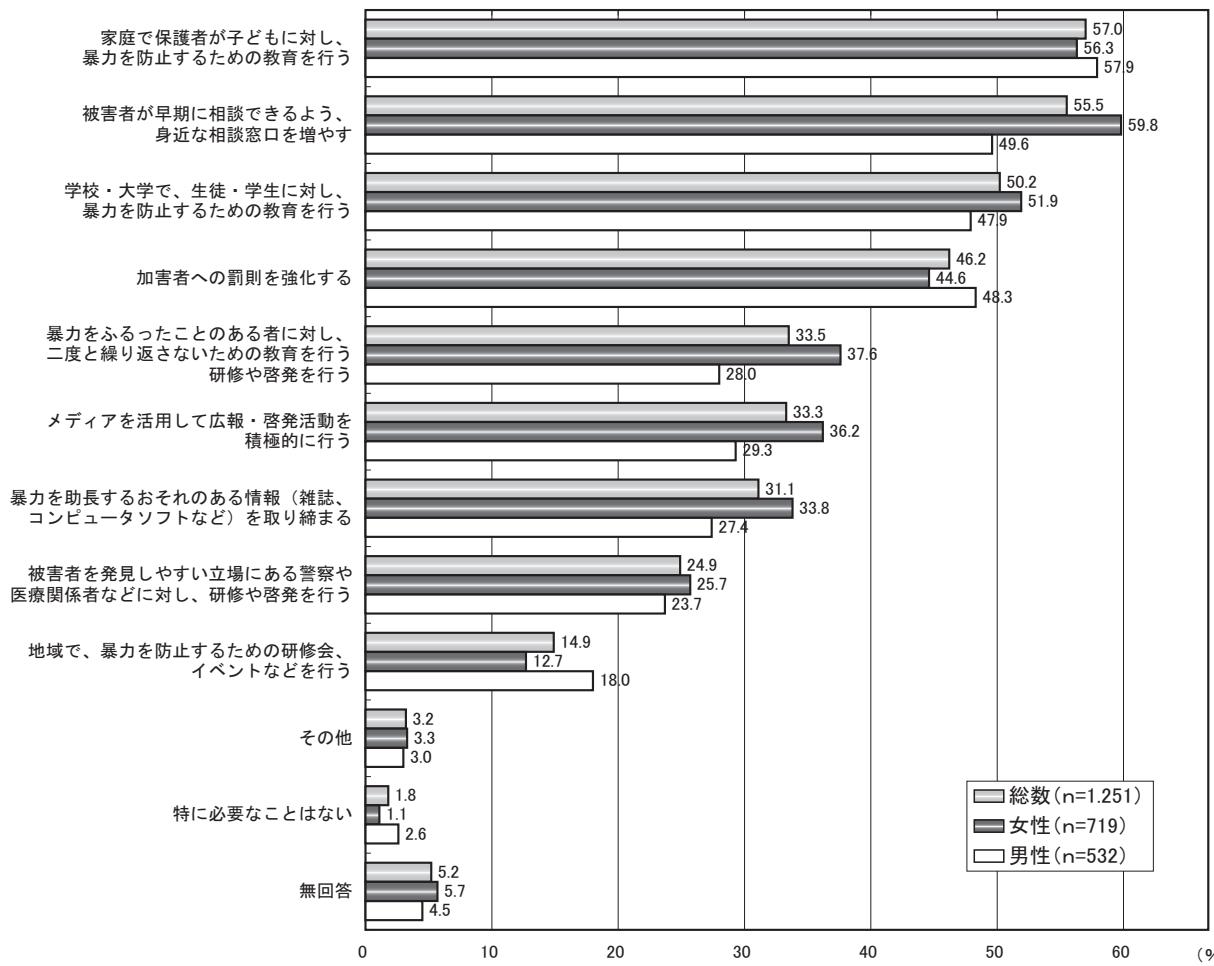
資料：男女共同参画課

4 男女間における暴力をなくすために必要なこと

平成27年度の「男女共同参画に関する県民意識調査」では、女性では「被害者が早期に相談できるよう、身近な相談窓口を増やす」が最も多く、男性では「家庭で保護者が子どもに対し、暴力を防止するための教育を行う」が最も多くなっている。

このほか、学校・大学での教育が必要という答えも多くなっている。

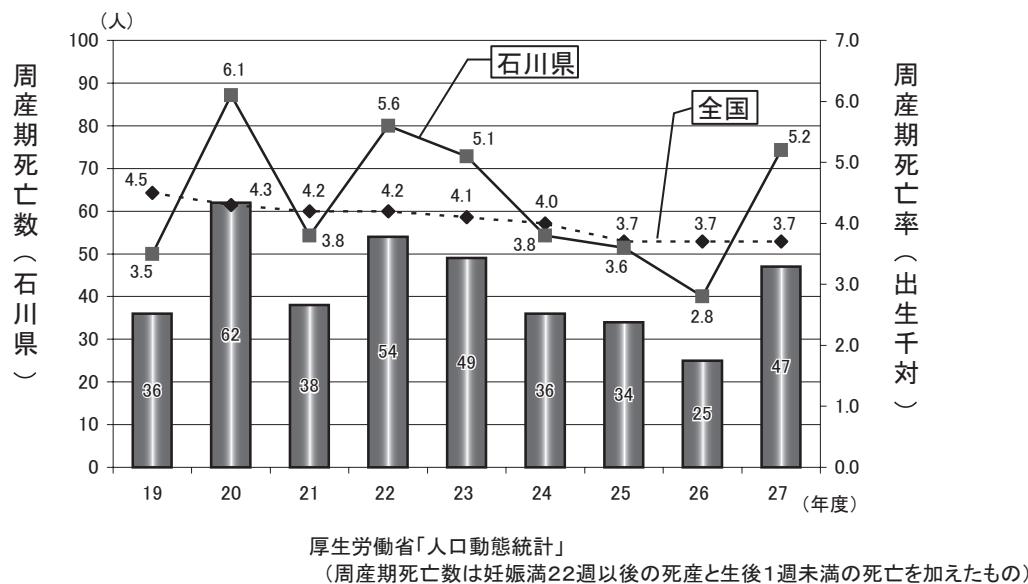
男女間における暴力をなくすために必要なこと



資料：石川県「男女共同参画に関する県民意識調査(平成27年度)」(男女共同参画課)

5 女性の健康への配慮

女性には妊娠、出産など、生涯を通して健康上配慮すべき点がある。そのため、女性が健康状態に応じて的確に自己管理できるように、健康に関する教育や社会の配慮が必要である。

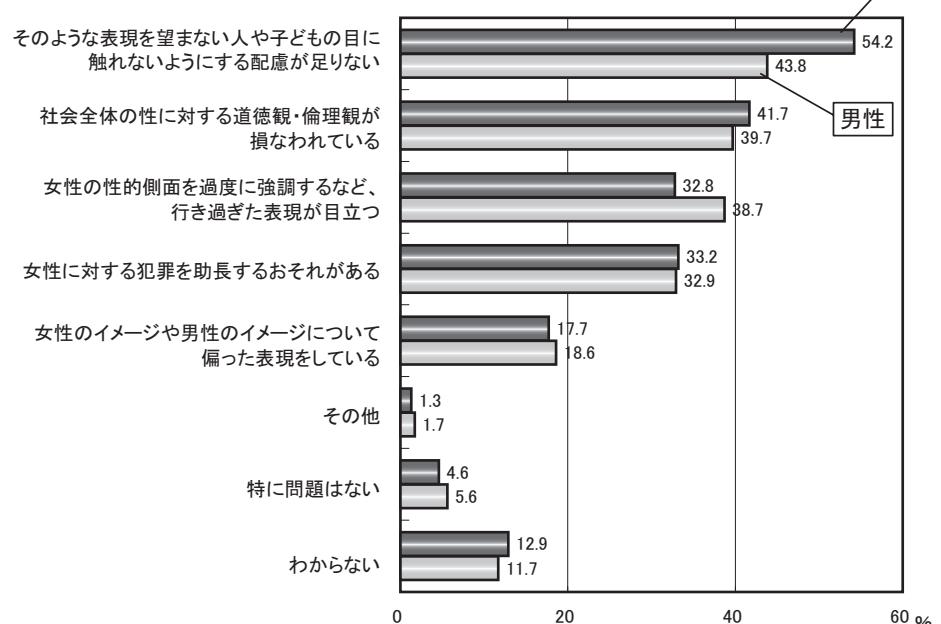


6 メディアにおける女性の人権の尊重

メディアにおける性・暴力表現について、男女ともに「そのような表現を望まない人や子どもの目に触れないようにする配慮が足りない」が最も多い。次いで女性では「社会全体の性に対する道徳観・倫理観が損なわれている」、「女性に対する犯罪を助長するおそれがある」の順となり、一方男性では「社会全体の性に対する道徳観・倫理観が損なわれている」、「女性の性的側面を過度に強調するなど、行き過ぎた表現が目立つ」の順となっている。

また「そのような表現を望まない人や子どもの目に触れないようにする配慮が足りない」は特に男女差が大きく、女性が10.4ポイント多くなっている。

メディアにおける性・暴力表現

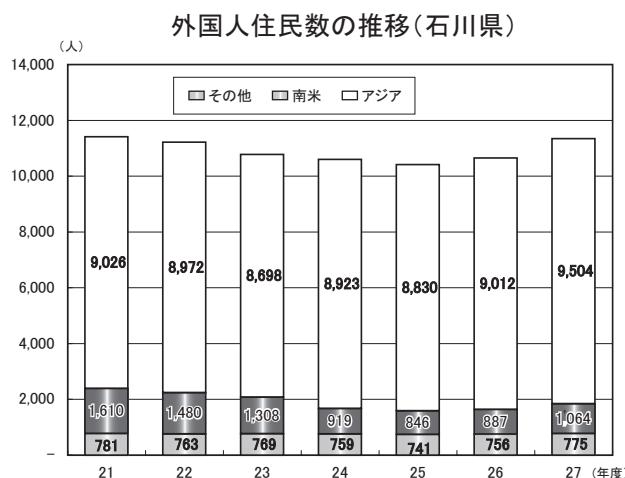


資料：石川県「男女共同参画に関する県民意識調査（平成27年度）」（男女共同参画課）

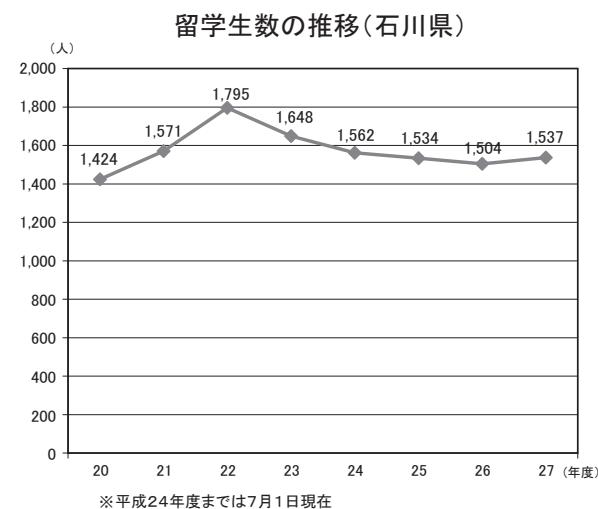
基本目標V 国際社会を視野に入れた男女共同参画の推進

男女共同参画社会の形成の促進は、国際社会における様々な取組と密接に関係するため、国の取組や国際動向の把握に努めるとともに、国際交流の充実を図る中で男女共同参画に関する国際的視点も養うことが重要である。

本県では、中国江蘇省の女性団体と交流があり、平成10年度より交互に派遣・受入を行っている。



資料: 国際交流課



資料: 国際交流課

中国江蘇省女性団体との交流状況

平成28年度	受入人	6	・県内女性団体との交流会、県職員との交流会 ・県施設視察 ・知事表敬訪問
平成27年度	派遣人	6	・婦女連合会(江蘇省・南京市・蘇州市)との意見交換・交流 ・江蘇省婦人児童活動センター支部等視察 ・江蘇省人民对外友好協会との交流

資料: 男女共同参画課